

## 社会福祉法人青梅市社会福祉協議会パソコン貸出要領

### 1 目的

この要領は、社会福祉法人青梅市社会福祉協議会（以下「社協」という。）で各種団体が実施する事業に使用するパソコンの貸出しについて必要な事項を定め、もって地域福祉の推進に資することを目的とする。

### 2 貸出しの対象事業等

#### (1) 対象事業

地域福祉の推進を目的とした事業とする。

#### (2) 対象団体

青梅市内の各種団体とする。ただし、青梅市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めるときは、この限りでない。

#### (3) 貸出し上の制限

貸出しを受けた備品を、次の行為を目的として使用してはならない。

ア 営利を目的とした事業

イ 特定の政治や特定の候補者を支持し、またはこれに反対する等の政治活動

ウ 特定の宗教または特定の教派、宗派および教団を支持する行為

### 3 パソコン取り扱い上の注意

(1) 社協で禁止しているファイル交換ソフトを使用しないこと。

(2) 著作権法に反する行為（無断ソフトコピー・無断データ利用等）をしないこと。

(3) ネットワーク上で匿名を使用した不正行為、および他の利用者を誹謗・中傷する行為をしないこと。

(4) 法律に反する行為（著作権および肖像権侵害、不正アクセス、わいせつ画像・児童ポルノ・児童虐待にあたるコンテンツの発信等）をしないこと。

(5) 機器にインストールされているソフトの追加・変更・削除は禁止する。

(6) みだりにソフトのインストールをしないこと。

(7) データの保存が必要な場合はマイドキュメントにすること。

(8) 返却後にデータはすべて消去しますので、必要なデータは各自でバックアップを取って下さい。

(9) 個人データの消失などに対しては、いかなる場合も一切の責任を負いかねますので、予め御了承下さい。

(10) ノートパソコンは持ち運ぶ時には専用のキャリーバッグに入れること。

(11) デスクトップパソコンの使用は、青梅市福祉センター内に限る。

(12) 高温多湿の場所に放置しないこと。飲食しながらの使用はしないこと。

(13) 本体はもちろん付属品や電源コード等を丁寧に扱うこと。

### 4 貸出日数

(1) 貸出日から起算し、3日間とする。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りでない。

(2) 貸出期間満了の日が青梅市社会福祉協議会就業規則（昭和54年規則第1号）第11条第1項ならびに第12条第1項第1号および第2号に規定する日に当たるときは、貸出期間の満了の日をその翌日とするものとする。

## 5 使用の申請

備品の使用を希望する者は、あらかじめ使用日の2か月前の日の属する月の初日から貸出日までの間に、備品使用申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

ただし、会長が特に必要と認める事業については、この限りでない。

## 6 使用の承認

備品の使用承認は、原則として申請の順とする。

## 7 使用承認書の交付等

(1) 会長は、備品の使用を承認したときは、備品使用承認書（様式第2号）を交付する。

(2) 備品使用承認書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、借り受けた備品を返却する際に、必要事項を記載した当該備品使用承認書を会長に提出しなければならない。

## 8 使用権の譲渡禁止

使用者は、使用の権利を譲渡し、または転貸してはならない。

## 9 貸出しおよび返却

(1) 備品の貸出しは、会長の定める期日および場所においておこなうものとする。

(2) 使用者は、借り受けた備品を貸出期間満了の日までに、指定された場所に返却しなければならない。

(3) 会長は、前号の規定にかかわらず、使用者がこの規定に違反し、または貸出しを不相当と認めるときは、貸出期間満了の日以前においてもその返却を命ずることができる。

## 10 使用者の義務

使用者は、借り受けた備品の使用管理の責めを負うものとし、これに要する費用一切を負担しなければならない。

## 11 損害賠償等

(1) 使用者は、借り受けた備品を滅失し、またはき損したときは、遅滞なくその旨および理由を会長へ報告しなければならない。

(2) 使用者は、前号の滅失またはき損がその責めに帰すべき理由によるときは、会長の指示に従いその負担においてこれを修理し、または会長が相当と認める額を弁償しなければならない。

(3) 使用者が、借り受けた備品により事故を起こした場合、会長はその責めを負わない。

## 12 使用の禁止

会長は、使用者が借り受けた備品の返却または備品の適正な管理を怠った場合には、以後その使用者に対し、当分の間使用を禁止することができる。

## 13 協議

使用者がこの要領に明示されていない事項、または各条項の解釈について疑義を生じたときは誠意をもって解決するものとする。

## 14 実施期日

この要領は、平成17年8月1日から実施する。